新旧対照表 (電子交付サービス利用規定)

改定前	改定後
(1) 本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の 法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた 場合には、当行はこの規定を変更することがあります。この場合は、 当行は当該ホームページにて告知することとし、変更日以降は、変 更後の規定により取り扱うものとします。 (2) この規定に定めのない事項については「荘銀投信ダイレクト取引 (1) 本サーと 法令、諸 法令、諸 法令、諸 場合には、 することと びにその ムページ	の遵守と規定の変更 ビスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の 規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、 規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた 、当行は民法第548条の4の規定に基づきこの規定を変更 があります。改定を行う旨および改定後の規定の内容なら 効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホー またはその他相当の方法により周知します。 定に定めのない事項については「荘銀投信ダイレクト取引 より取り扱います。 以 上 2020年4月1日 改定